

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※ただし、児童扶養手当受給者は県からの支給になりますので、町からの支給については対象外です。

■支給対象者

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者かつ令和4年度の住民税が非課税である方(申請不要)
- ②①に該当し、令和4年1月1日以降に町に転入してきた方(申請必要)
- ③令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満。令和4年4月から令和5年2月までに生まれる新生児も対象)を養育し、令和4年度の住民税が非課税または家計が急変するなど収入が住民税非課税の方と同じ水準と認められる方(申請必要)

■支給額 児童1人あたり一律5万円

■申請期限 令和5年2月28日(火)

申請には以下の書類が必要です。

- ・本人確認書類の写し(免許証等)
- ・受取口座が確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード)
- ・申請者と対象児童との関係性を確認できる書類(戸籍謄本、住民票の写し等)
- ・課税証明書(令和4年1月1日以降に転入してきた方のみ)
※家計の急変などが該当する方は以下の書類も必要です。
- ・給与明細、年金振込通知書等収入額がわかる書類



■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

小坂町
宿泊助成券
事業

宿泊料最大1万円を助成

宿泊助成券を利用して十和田湖・町内の宿泊施設へ泊ってみよう！



受付期間

6月30日(木)まで

※当日消印有効

▶ 宿泊助成券使用期間：7月25日(月)～11月30日(水)利用(チェックイン)分

▶ 応募により「小坂町宿泊助成券」を1枚あたり5,000円分発行
(発行枚数6,000枚)

▶ 宿泊助成券は1人2枚(10,000円分)まで申込可能。

国や県などの各種割引制度との併用も可能！

【応募方法】 郵便はがきに①郵便番号②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥宿泊助成券希望枚数(1枚または2枚)を記入し、郵送(〒017-0292小坂町小坂字上谷地41番地1)してください。

郵便はがきは1人1枚とし、2枚以上応募の場合は無効とします。応募多数の場合は抽選により当選者を決定、当選者には7月中旬に助成券を郵送します。なお、落選者への通知はありません。

※当選者へ発送が完了した段階で町ホームページ等にてお知らせします。

■お問い合わせ先 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)